

令和 8 年度第 2 回
香美市振興計画等審議会

令和 8 年 7 月 30 日

次第

- 1 議題1 副会長の選任
- 2 議題2 第2次香美市振興計画第10次実施計画
- 3 議題3 第2期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略進捗状況について
- 4 議題4 総論（案）について
- 5 議題5 基本構想（案）について
- 6 議題6 基本計画（案）について

【配布資料】

- ・審議会資料
- ・資料1 第2次香美市振興計画第10次実施計画
- ・資料2 第2期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略PDCAサイクル進捗管理シート
- ・資料3 総論（案）について
- ・資料4 基本構想（案）変更箇所
- ・資料5 施策の体系新旧表
- ・資料6 基本計画（案）

議題 1 副会長の選任

副会長	
-----	--

議題 2 第 2 次香美市振興計画第 10 次実施計画

香美市振興計画等審議会条例第 2 条第 1 項第 2 号「振興計画及び総合戦略の目標達成度の検証に関すること。」とあることから、提案するものです。

昨年度の本会でもご説明しましたとおり、実施計画における事業の概要と予算額を示すのみとなっており、目的や目標が設定されていないことから、これまで振り返りも行われておりませんでした。

第 3 次香美市振興計画の実施計画は、以前にご説明しましたとおり、目的や目標を設定した様式に改める予定となっています。

議題 3 第 2 期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略進捗状況について

香美市振興計画等審議会条例第 2 条第 1 項第 2 号「振興計画及び総合戦略の目標達成度の検証に関すること。」とあることから、提案するものです。

なお、第 2 期香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略を香美市振興計画と一本化するため、令和 6 年度に計画期間を 2 年間延長したことに伴い一部の計画内容と目標数値が当初計画から変更となっています。

全体的な傾向として、評価結果は悪化しました。ただし、取組成果が悪化したというよりは、評価を厳密に行ったことと、事業実施の結果や事業を見直した結果、「D」評価が増えたことが理由となっています。

議題 4 総論（案）について

前回の内容を受けましての変更内容は、次のとおりです。

- ① 香美市の現状の「歴史」の項目の分量が全体的に少なかったため、追記しました。
- ② 同じく「財政」の項目に、実質単年度収支や財政調整基金の変動状況が分かるグラフを追記しました。
- ③ 第 2 次香美市振興計画の振り返りの項目のボリュームが全体的に少なかったため、追記しました。
- ④ 一本化する協働推進計画と行政改革大綱の振り返り及び全体の総括を追記しました。

議題5 基本構想（案）について

（1）前回からの修正点

前回の内容を受けた変更内容は、次のとおりです。

① 項目名を下表のとおり変更しました。

変更前	変更後
第2章 基本理念	第2章 計画の基本的な考え方
2 本市の課題	1 基本理念設定の背景

② 「経過」を削除しました。

③ 「本市の課題」を「基本理念設定の背景」として、再編集しました。

④ 基本理念の一部（下線部）を修正しました。

⑤ 将来目標の分野の順番を基本計画に合わせて修正しました。

⑥ 評価指数のうち偏差値にあたるものから、「点」を削除しました。

⑦ 第3章 将来目標 の一部（下線部）を修正しました。

議題6 基本計画（案）について

（1）検討経過

令和7年10月から12月までに実施の各種アンケート、令和8年1月と2月に実施の団体ヒアリング、基本構想、総論（序論部）を踏まえ、香美市振興計画等推進本部専門委員会に設置している6つの部会で協議を行った後に、各課で検討したものとなっています。

6月24日 建設環境部会 社会基盤分野を中心に検討

6月25日 産業部会 産業振興分野を中心に検討

6月26日 健康福祉部会 健康づくり、地域共生分野を中心に検討

7月1日 教育部会 子ども・子育て・教育分野、生涯学習分野を中心に検討

7月2日 まちづくり部会 人口減少対策、防災分野を中心に検討

7月3日 自治体経営部会 横断的推進項目を中心に検討

（2）施策の体系図

課題となっておりました政策や施策が多すぎるといった点につきましては、各施策の実施状況を踏まえ一部を統合することで、26の政策を小分野として12に、施策を67から34に削減しました。

（3）今後について

本会でいただいた意見を受け、修正の後、香美市振興計画等推進本部で協議したうえで、資料では、今後の調整事項である「まちづくりの指標」及び「関連する分野別計画」を設定します。

また、分野別の計画が一定まとまった段階で、市街地、田園地域、山間地域といった地域別の計画及び総合戦略に係る部分を追加したものを次回の審議会にて提案いたします。

資料

委員名簿

項番	所属	役職等	氏名
1	高知工科大学	副学長	岩田 誠
2	高知工科大学	教授	高木 方隆
3	高知工科大学	教授	上村 浩
4	香美市農業委員会	会長	岡田 修一
5	NPO 法人 いなかみ	代表理事	近藤 純次
6	香美市防災士連絡会	会長	武内 土佐雄
7	高知県中央東福祉保健所	所長	遠近 正彦
8	香美市社会福祉協議会	会長	弘末 俊郎
9	香美市商工会	会長	三谷 勝義
10	物部森林組合	組合長	小松 律男
11	高知県産業振興推進部	地域産業振興監 (物部川地域担当)	山崎 義道
12	香美市教育委員会	委員	正木 章彦

○香美市振興計画等審議会条例

平成18年3月1日
条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき香美市振興計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 香美市振興計画(以下「振興計画」という。)及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に関すること。
- (2) 振興計画及び総合戦略の目標達成度の検証に関すること。
- (3) 振興計画及び総合戦略の見直しに関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

5 委員は、事故その他やむを得ない理由により審議会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

6 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域創生課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。